

【消費者トラブル情報 Vol.2：強引な住宅修理等の訪問販売に注意！】

- ・「数十万円なら」と思って契約したのに、次々と追加工事が必要と言われた
- ・工事を断ったら、高圧的な口調で契約を迫られた
- ・多額の前金を要求された など

○アドバイス

- ・契約を断ったのに再度勧誘することは法律で禁止されています。
- ・契約を急かされても、その場で慌てて契約せず家族や知人にも相談しましょう。
- ・複数の事業者から見積もりを取り、比較検討しましょう。
- ・困ったときは消費生活センターにご相談ください。

■市消費生活センター相談

Tel:099-808-7500

■消費者ホットライン

Tel:188